

10期第4回さいたま市消費生活審議会

期 日	令和7年6月2日（月）		
場 所	JACK大宮5階 さいたま市宇宙劇場 第2・第3集会室		
会 議 時 間	開会 午前10時00分 ～ 閉会 午前10時55分		
出 席 委 員	会長 明石 順平 委員 池田 味佐 岡田 美保 吉沢 浩之 安藤 宏 長谷川 悟 藤野 恵 小川 ゆり 石田 恒子 佐藤千鶴子 丹野美絵子 薮島 孝雄		
欠 席 委 員	井上 光昭 高橋美登梨 今西 誠一		
日 程	1 開会 2 議題 (1) 第4期消費生活基本計画（素案）について 3 閉会		
配 付 資 料	・ 次第・委員名簿 ・ 座席表 ・ 資料1 第4期消費生活審議会の内容 ・ 資料2 第3回審議会「論点整理表」に対する委員の皆様からのご意見と反映状況（修正案） ・ 資料3 第4期消費生活基本計画（素案）第3稿（最終稿） ・ 消費者基本計画（令和7年3月18日閣議決定） ・ 10期第2回消費生活審議会会議録（令和7年1月23日開催） ・ 市報さいたま5月号（抜粋）		
傍 聴 人	なし		
会 議 録	別添のとおり		
出 席 職 員	（幹事） 消費生活総合センター参事兼所長 塚越 修 （書記） 消費生活総合センター副参事 西村 典子 消費生活総合センター副参事 千葉 朝彰 消費生活総合センター所長補佐 田島 博 消費生活総合センター所長補佐 荒川 尚志 消費生活総合センター消費生活係主査 佐藤 玲子		

10期第4回さいたま市消費生活審議会 会議録

令和7年6月2日（月）

開 議（午前10時00分）

○田島所長補佐 皆様こんにちは。本日はお忙しいところご出席いただき、誠にありがとうございます。ただいまから、10期第4回さいたま市消費生活審議会を開会いたします。

本日は、委員15人中、12人の出席をいただいております、過半数に達しているため、条例施行規則第35条の規定により会議を開催することができますので、ご報告いたします。

さて、本審議会は「さいたま市附属機関等の会議の公開に関する要綱」により原則公開となっており、会議の開催結果および議事録を作成し、各区役所情報公開コーナーにて市民の閲覧に供するとともに、ホームページ上で公開することとなりますので、予めご了解ください。

はじめに、本日の資料の確認をさせていただきます。

まず「次第」、その裏が「委員名簿」です。それから「座席表」、事前に配付しております「資料1」から「資料3」まで、薄い冊子になっております「消費者基本計画」、それから令和7年1月23日に開催いたしました「10期第2回さいたま市消費生活審議会会議録」、それから薄いカラー刷りの1枚の紙なのですが「市報さいたま」。以上、お手元にご覧いただけますか。

（資料の不足無し）

それでは、これより議事に移らせていただきます。

審議会の会議につきましては、条例施行規則第35条の規定により、会長が「議長の職」を務めることになっておりますので、以後の進行につきましては、会長にお願いしたいと存じます。

○明石会長 皆様、おはようございます。会長の明石です。よろしくお願いいたします。それでは、議事を進めてまいります。

事務局の方、傍聴者はいらっしゃいますか

○田島所長補佐 本日、傍聴者はおりません。

○明石会長 はい、ありがとうございます。

次に、議事録の作成に係わる委員の指名を行いたいと思います。これは、事務局で議事録を作成しましたら、内容等を確認し、署名の上、承認頂くものです。議事録の作成要領としては概要を記すこととなっておりますので、調査審議内容の方向性など大要を把握していただければよいかと思います。今回は私のほか、「安藤委員」と「佐藤委員」にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【承諾】

他の委員の方々もよろしいでしょうか。

【賛同】

それでは、両委員には審議会を代表して、事務局で議事録を作成しましたら、内容等を確認していただき、承認の署名をよろしくお願いいたします。

それでは、ここからは次第に沿って、議題の審議に入ります。

はじめに、議題（１）第４期消費生活基本計画（素案）について、事務局から説明をお願いします。

○消費生活総合センター所長 こんにちは。消費生活総合センター所長の塚越でございます。本日はご多用の中、当審議会にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

私からは「資料１」及び「資料２」につきまして、ご説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

はじめに「資料１」をご覧ください。本日の審議会では、次の２点につきましてご説明をさせていただき、ご意見をいただきたいと思いますと考えております。

１つ目は、「資料２「第３回審議会『論点整理表』に対する委員の皆様からのご意見と反映状況（修正案）」について」です。前回の審議会におきまして、「論点整理表」として「３ 重点施策」に対しまして、皆様からご意見をいただき、そのご意見を踏まえ、事務局の方におきまして資料２のとおり修正案を作成いたしましたので、修正内容をご確認いただきます。

２つ目が、「資料３「第４期消費生活基本計画（素案）」について」です。資料２におきまして修正した部分を、基本計画の素案にも反映させるとともに、全体的な文言を整理し、最終版を作成しましたので、ご確認いただきます。

「資料１」の説明は以上となります。

続いて「資料２」をご覧ください。

資料２「第３回審議会『論点整理表』に対する委員の皆様からのご意見と反映状況（修正案）」、こちらにつきましては、前回の審議会におきまして、「第４期消費生活基本計画（素案）」の第３章、「３ 重点施策」の具体的な取組を中心に、委員の皆様からご意見を頂戴いたしました。そのご意見を踏まえ、本資料を作成いたしました。

本資料は表形式で作成し、左側の欄に皆様から頂戴したご意見、右側の欄に反映状況・修正案などを、左右に対比して整理いたしましたので、ご確認いただきたいと思います。ご確認いただき、修正案にご異議がなければ、本案のとおりとさせていただきます。

なお、この修正案に基づきまして、資料３「基本計画（素案）」についても修正いたしました。

「資料２」の説明は以上となります。

私からは以上でございます。

○明石会長 ありがとうございます。

事務局からの説明が終わりました。前回の審議会において、基本計画（素案）の第

3章「3 重点施策」を中心に皆様からご意見をいただき、それを踏まえ事務局において「資料2」のとおり修正しています。

ここで、修正案についてお諮りしたいと思います。本修正案について何かご異議がある方がいらっしゃいましたら。

○小川委員 「資料2」についてですね。

○明石会長 はい。

○石田委員 石田です。5ページの最後に載っているところなのですが、それを次のような形に修正しましたということだったので、私としては、何か普通の業者がちょっとしたミスとかちょっとしたことをやったことでお咎めを受けたみたいな感じのものと、あらかじめ詐欺とかそういうふうな形でやる人たちについては、少し別に考えた方がいいのではないかということでご提案したので、それを入れ込む形でしか「7つの権利」というのができませんので、これはこれでいいと思うのですが、この文章が素案の31ページにあるのですが。

○明石会長 「資料3」の。

○石田委員 そうですね。「資料3」の31ページになるのですが、私もちゃんとした文章を色々考えて、ちょっと上手くいかないと思ったのですが。

まず、「(1)消費生活の安定と向上」とここがちょっと問題だと思ったのですが、その3行目のところから読みますけれど、「消費生活の安定」とは、消費者が必要な情報や商品・サービスを適切に得て、安心・安全に利用できる状態を指します。」というふうに書いてある。「その実現には、悪質な事業者による消費者トラブルを未然に防ぎ、公正な取引環境を確保することが重要です。また、すべての消費者が被害を未然に防ぐ力を持つ自立した消費者となることも求められます。これにより、」と書いてあるのですが、この「悪質な事業者」と言ったら「事業者」ですね。でも、私が言いたいのは「悪質な事業者」じゃないと思うのですよね。「悪徳業者」とか「犯罪を目的にする人」なのですよね。そういう人たちから被害を被った人たちがたくさんいるわけですよね。そういうことですので、ここのところは本当に「悪徳業者」とかというふうな形で書いた方がいいのではないかと思うのです。犯罪者ですからね。最初から犯罪を目的にしている人ですからね。「それによるトラブルを未然に防ぐというのが重要です」というのはいいと思うのですが、「すべての消費者が被害を未然に防ぐ力を持つ自立した消費者となることも求められます。これにより、消費者は不確実な情報やリスクに悩まされることなく、日々の生活を安心して送ることができるようになります。」「これにより、」という文章のつながりがおかしいと思うのです。

それでもう一つなのですが、「消費生活の向上」とは、消費者がより充実した商品やサービスを享受し、」と書いてあるのですが、「悪徳業者」も含めるとしたら、「享受し」というのはちょっとあれなので、「サービスが受けられ」というふうに直しておい

た方がいいと思うのですね。それで上の方は、もっと何か色々直すべきだと思うのですね。例えば、私もちゃんとした文章ではなくて申し訳ないのですけれども、「一方で悪徳業者による消費トラブルに関しては」とちゃんと別で考えて、「情報提供、消費者相談、消費者教育の充実が重要です」というふうなことを書いたり、それから、「消費者が被害を未然に防ぐ力を持つ自立した消費者になることも求められます。」というこの文章はすごくいいので、どこかに入れていただければいいかなと思うのですけれども、上の文章との繋がりであまりよくないなと思ったのです。以上です。

○明石会長 ありがとうございます。それでは、「資料2」は意見を踏まえて、改めて事務局において修正案を作成してください。作成後の確認についてですが、日程の都合上、私会長に一任願いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○小川委員 これはどういう具合になるのでしょうか。要するに、この元の文章だと、「もともとはまともな人だが、ちょっと悪質なことをしているようなイメージ」というふうにとらえられるという意味でしょうか。

○石田委員 そうです。

○小川委員 要するにインターネットのネット証券からの口座を乗っ取るのは、最初から詐欺を働くということを考えてやっている業者ということで、こういうのは「悪徳業者」、業者というか「悪徳者」。

○石田委員 まあ、犯罪。

○小川委員 「犯罪者」、「犯罪を目的とした事業者」ということでしょうか。

○石田委員 「事業者」ではないと思うのです。

○小川委員 ないのですか。では何なのでしょう。

○明石会長 呼び方の問題があると。

○小川委員 呼び方ではなくて、ものが別であると。

○明石会長 いや、別と解釈する人もいれば、そうではない方もいるので、「悪質な事業者」といって犯罪者も含めたものを想起する方もいれば、そうではない方もいるということで、どうしてもこれ、どれが正しいという問題にはならない。

○石田委員 でも「事業者」じゃないと思うのですよね。

○明石会長 「事業者」と私たちも一応よく呼ぶのですよ。

○石田委員 呼ぶのですか。

○明石会長 はい。「悪質事業者」というふうに。犯罪的なことをやる人もいれば、グレーゾーンも。

○石田委員 それはそうですね。

○明石会長 完全アウトとスレスレと、でも我々は仕事の場合は「事業者」と言っていますが、呼び方の問題として我々は「事業者」と、少なくとも事件では「事業者」と言っています。

○石田委員 でもこの文章はちょっとおかしいと思います。

○明石会長 お気持ちは分かります。もっと強い言葉を使いたいということですか。

○石田委員 いや、違います。もっと別に分けて、その部分は分けて考えた方がいい。分けて述べた方がいいと思います。

○小川委員 分けてね。

○石田委員 はい。

○明石会長 そういう考え方のもとに意見をいただいたということで、よろしく願いいたします。

他に何かご意見があればどうぞ。

○葩島委員 これは意見とかではなくて、単純に修正が必要だと思うのですが。「資料3」の49ページの②の③で「地域包括支援センター等との連携の推進」というところなのですが、文章が2行あって、その最後に「情報の提供を行います。」と書いてありますが、その下の具体的な取組では「情報共有」というふうになっています。まずは「情報提供」なのですが、これは「情報共有」が正しいと思います。文章の部分は「情報提供」、具体的な取組の部分は「情報共有」になっている。

○消費生活総合センター所長 ちょっと確認させていただいてよろしいでしょうか。今のお話は、49ページ②の③。

○葩島委員 ②の③。「情報の提供を行います。」というのが文章の最後に書いてありますが、具体的な取組のところは「情報共有」になっている。これは「共有」でいいと思

うのです。ということで、この「情報の提供」のところは「情報の共有を行います」とした方が。

○消費生活総合センター所長 分かりました。ありがとうございました。

○葩島委員 単純な話ですね。

○明石会長 今の修正についても、修正後の確認を私に一任していただいてよろしいですか。

○葩島委員 はい。

○小川委員 もう「資料3」に行ってしまったのですか。

○明石会長 「資料2」が修正案で、反映したものが「資料3」になっているので、どうしても「資料3」が入ってきてしまうのはしょうがないかと思います。

○小川委員 そこの説明をいただければいいです。

○安藤委員 よろしいですか。

○明石会長 はい。

○安藤委員 安藤ですけれども、ご説明ありがとうございました。

「資料2」4ページのところでエシカル消費、ちょっと私前回欠席だったものですが、どのようなやりとりだったのかというのは詳しくはわかっていないのですが、エシカル消費が今後重要になってくるというのはよく分かっているつもりなのですが、ここの修正状況ということで、「資料3」では18ページの「2 SDGsの推進とエシカル消費への取り組み」というところになってくるのですけれども、3段落目のところで「消費者庁の報告書によると、エシカル消費を「よく実践している」云々」という形で書かれております。次に「一方、「あまり実践していない」割合は、2016年度45.9%から2019年度51.3%に5.4pt増加しています。」という形で書かれているのですけれども。これ次ページの棒グラフというか帯グラフですかね、こちらの方をもとにして文章として書かれているのだと思うのですけれども、これはまあ見方によるのですけれども、要はその何とといいますか、非常にネガティブな書き方になってしまっている、ネガティブすぎるかなという感じがしてまして。といいますのは、19ページの帯グラフの方では、「よく実践している」と「時々実践している」というのを合わせると、2016年度から2019年度にかけて増えているのですよね。逆に「全く実践していない」と「あまり実践していない」というところの合計の方は減っているということから、全体としてはエシカル行動、エシカル消費というのが、理解が増えているのではないかというふうに

見るべきだと思っております。今後もやっていかななくてはいけないというところについての結論は同じだと思うのですが、ちょっとこの現状分析のところがネガティブすぎるかなと思っていますので、その辺の文言を工夫いただいた方がよろしいのかなというふうに思います。以上です。

○明石会長 ご意見ありがとうございます。今のご意見も、事務局の方で修正して、私の方で確認ということによろしいですか。

○安藤委員 はい。

○明石会長 他に何かございますか。

○小川委員 「資料3」の書き方だけです。

○明石会長 挙手をして、発言をお願いします。

○小川委員 「資料3」19ページのグラフのことがあり、私は「資料3」の25ページで同じような書き方にさせていただきたいなと思っていたので、今言わせていただきます。この19ページのグラフは、「よく実践している」「時々実践している」という説明書きをグラフのすぐ上に入れてあるわけですね。これは大変よく、白黒のこのグラフでもよく分かるのですが、25ページの「販売購入形態別割合」というこのグラフは下の方に各スクラップの説明書きが書いてあって、それがすごく細かいため、どのスクラップが何を表しているのか、例えばこの25.8%とか31.9%のこの多い割合のものが、何の何を表しているのか、すぐ分からない。その最初の2つは「店舗購入」と「訪問販売」で、3つ目のところは「通信販売」だと思うのですが、そのあとはすごく細かい表記があって、最後に点模様がある。この大きな割合のところがおそらく「不明」なのでしょうね。そうなのでしょうけれども、これが何を表しているのかも分からないので、19ページのグラフのように、全部でなくてもいいのですが、大きい割合のものはグラフのすぐ上に説明書きを入れていただいて、細かい四角を用いた説明を下の方でしていただいた方が、せっかく載せるのであれば分かりやすいと思いまして。それだけなのですが、19ページの話が出たので言わせていただきました。

○明石会長 ありがとうございます。ではその方向で。分かりました。手を挙げてください。

○丹野委員 丹野と申します。よろしくお願いいたします。

基本計画そのものを私も大変よくできていて、すでに細かいことを申し上げていますのであまりないのですが、一つだけ、「資料2」1ページ「(1) 高齢者等への支援強化」の一番下のところに「消費生活センターが何をしてくれるところか認識は高くない云々」と書いてある。ここの部分は現実そうなので、消費生活センターが何をしてく

れるところで、どういうふうに困ったら消費生活センターが助けてくれるのかということについて、本当に認知度が低いのですが、「情報発信すると良いと思います。」という意見に対して、残念ながらそれを拾っていない書きぶりになっていて。「市 Web サイトのコンテンツ内容について、今後検討します。」ということで、デジタルは改めてというやり方だと思いますけど。これ以外に3ページ「(2) 若年者への教育の推進・支援強化」のNo. 12 と No. 17 も同じですね。そこは確かにそうだなと思うのですが、その部分で入れるところがないよねという、どこかに上手く入れればいいなと思ったのですが、なかなか拾うところがないのですが、その部分を何か、もう少し前向きにご検討いただくと、デジタル時代ですので、よろしいのではないかと思います。どこに入れるかという意見を持たないで発言して、大変申し訳ないのですが、ご検討いただければと思います。

○消費生活総合センター所長 ご意見ありがとうございます。

現時点の最終案のこの段階では、まだ具体的な検討内容が決まっておりませんので、来年4月の基本計画の施行までに検討させていただきまして、基本計画に反映できるように進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○明石会長 他にご意見ありますでしょうか。

○長谷川委員 長谷川です。よろしくお願いいたします。

前回の審議会のところで、消費者安全確保地域協議会の設置につきまして、ご意見が出されたかというふうに思いますけれども、そちらについて、今回この基本計画の方に盛り込まれるのかどうかというところも含めて取り扱いについて、今後検討される事案なのかどうかというところについて、ご説明いただきたいと思います。

○消費生活総合センター所長 ご質問ありがとうございます。

前回、協議会の設置につきまして、さいたま市は未設置だということで、設置のご提案をいただきました。現在検討中でございまして、現時点で基本計画の最終案にはまだ反映できていない状況がございまして、先ほどと同じように、来年4月の基本計画の施行に向けまして、具体的な協議会の内容を検討しまして、基本計画の方に反映できればと考えており、現時点で最終案には記載はしておりませんので、ご理解いただければと思います。

○丹野委員 いいですか。

○明石会長 はい、どうぞ。

○丹野委員 その件につきましては、前回私も賛成をいたしましたので、ぜひ前向きにご検討いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○明石会長 では、ちょっと私の方から確認なのですけども。修正するとなると、これは具体的には「資料３」第３章の３、ページで言うと４８ページ、重点施策の「（１）高齢者等への支援強化」のところを修正して、協議会の記述を入れるということになるのでしょうか。

○消費生活総合センター所長 そうですね、その辺の重点施策の中の特に「（１）高齢者等への支援強化」の中で、その協議会を上手く活用していくというところが、協議会の趣旨というのでしょうか、意義というのでしょうか、そういうところだと思いますので、その辺を中心に記載をできるような形で、していきたいとは思っております。

○明石会長 ただ、修正案を出していただいて、それをまた日程の都合上私が確認する。

○消費生活総合センター所長 そうですね、現時点での具体的な協議会の内容等についてはまだ検討中でございますので、具体的な記載については現時点の基本計画最終案にはちょっと記載できないかなと考えておるのですが。ただ、来年４月の基本計画施行までには検討を進めて、その段階で反映できるようにしたいと考えております。

○明石会長 ごめんなさい、ちょっとよくわからなかったのですが、それは基本計画には載っていないけれども、市として実行する可能性がある、ということなのですかね。

○消費生活総合センター所長 ええ、実行に向けて、設置に向けて検討はしていきたいと考えております。

○明石会長 それは法的に基本計画に載っていないものを、さいたま市が実行できるのですか。それは大丈夫なのですか。

○消費生活総合センター所長 基本計画に記載がなくても実行はできますけれども、現時点での最終案の中ではちょっとまだ記載ができていない状況でございます。

○明石会長 基本計画に載せることは考えてない。

○消費生活総合センター所長 来年４月までに、基本計画に反映できるような形で検討していきたいと考えております。

○明石会長 ただ最終稿なのですよ、私が確認するのは。

○消費生活総合センター所長 現時点での素案としての最終稿となります。この後、パブリックコメントといいまして、市民の皆様からご意見をいただくことがございまして、それをまた基本計画に反映させていくという作業が行われます。ですので、そのタイミ

ングで、同じように協議会につきましても、反映できるような形で検討してまいりたいと考えております。

○明石会長 分かりました。ありがとうございます。

○消費生活総合センター所長 はい。

○安藤委員 では、よろしいですか。

○明石会長 はい。

○安藤委員 今のやりとりに関連してなのですけれども、パブリックコメントにかけるのはよく分かるのですけれども、我々審議会としてはそうすると、素案を作るところまででOKということなののでしょうか。それともパブコメがかかって最終案というのに持ってきた時に、最終案は最終的には市長が決裁するなりするのでしょうかけれども、それに持っていくギリギリ最終段階のところでまた審議会を開いて、これは審議会としていいでしょうというふうにするのか、その辺のこう、オーソライズの仕方を確認したいのですけれど。

○消費生活総合センター所長 審議会の役割としましては、今回市長への答申がございますので、その答申案を作成していただくというところまでとなっております。

○安藤委員 そうすると、そこには先ほどの話でいう協議会が入った形での答申になっているということですか。

○消費生活総合センター所長 ちょっと現時点では、まだ反映できないのかなと考えておりまして。

○安藤委員 反映できないということは、載っていない形のものを答申してということなのですか。それで答申を受けて、先ほどの会長のお話とも関連しますが、市としては計画には載っていないけれどもそれを作ります、という話になるのでしょうか。

○消費生活総合センター所長 一度、今回の最終案の中に盛り込めるような形で、再度検討してみたいと思います。それを最後は会長さんに見ていただきまして、最終的な答申という形に進めさせていただきたいと思います。その流れでよろしいでしょうか。

○安藤委員 すみません、ちょっと意識合わせをしておいた方がいいかなというだけなのでも、その場合にパブリックコメントの段階では、そうするとそれは載っていないものをかけるということになるのでしょうか。

○消費生活総合センター所長　そういうふうに思っていたのですが、皆様からのご意見を踏まえまして、今回の最終案に盛り込めるように改めて検討しまして、それを修正したものを最後、会長さんに見ていただいて、答申するという流れで進めさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○安藤委員　パブコメの段階でも会長さんに見ていただいたものを、協議会については書いてあるものをかけるという。

○消費生活総合センター所長　そうですね。

○安藤委員　そういう認識でよろしいのでしょうか。

○消費生活総合センター所長　はい。

○明石会長　ありがとうございます。最終稿は日程の関係で私に一任ということになっています。私の方で協議会のことがちゃんと載っているかどうか確認していきますので、よろしくお願いいたします。

○小川委員　はい。ではついでに、ちょっといいですか。もう一つ確認。

○明石会長　はい。

○小川委員　すみません。

先ほど「市 Web サイトのコンテンツ内容について、今度検討します。」というのが3か所あったということだったのですが、これに関しては、やはり最終答申には「今後検討します」で出るのでしょうか。私は「高校生等への金融リテラシー教育が必要だと思います。」と言っていて、これは学習指導要領に載っているのですが、その後に「Web サイトで色々こういう情報を流せると良い」という意見だったので、今回の3か所の文言については、「今度検討します」というので最終の答申になるのか、一応確認なのですが、これはこのまま。

○消費生活総合センター所長　市の Web サイトコンテンツの内容につきましては、基本計画には載らないのですが、具体的な取組として、今後作っていけるように。

○小川委員　なるのですが、私たちが出した答申には、このまま「検討します」という段階でいくのですねという確認です。

○消費生活総合センター所長　そうですね。

○小川委員　わかりました。

○消費生活総合センター また検討するということで。

○小川委員 はい、わかりました。

○岡田委員 すみません、ちょっと1点意見がございます。

先ほど来、協議会についてのご意見が出ていて、こういった場で皆さんが総意そうおっしゃっていただいたということが、計画に取り入れる答申になるのかなと思って、あえて結論の方向が出ている中で発言させていただくのですが、先だって、全国消費生活の所長会議、所長さんも出席されたかと思うのですが、消費者庁からの説明で、もちろん相談体制を強化するということはもちろんのことなのですが、やはり高齢化が進み、色々な消費者被害がDXでのインターネットを介して行われるということがあって見えなくなっている中で、やはり相談員が相談に乗るとか消費者教育だけでは追いつかない部分があり、地域で見守りということは、私、昨年度も会議に参加しましたが、年々強くなっているというふうに感じております。ですので、協議会の設置についてはですね、消費者庁、国も県もやはり必要なものというふうに感じておりますので、なかなかその枠組みを作る手続きは大変かと思いますが、ぜひともお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○明石会長 ありがとうございます。

では、ちょっと時間が押しておりますので、次に進みたいと思います。

次に「資料3」について、ちょっと先ほど中身に入ってしまったけれども、事務局から説明をお願いします。

○消費生活総合センター所長 失礼いたしました。

「資料3」につきましては、先ほど来、ご説明を少しさせていただいているのですが、基本計画（素案）についてということになります。現時点での最終案についてご確認いただきまして、了承をお願いするというのが目的でございます。

この最終案につきましては、これまでの審議会におきまして、皆様から具体的解決の方向性や重点施策における取組等について頂戴いたしましたご意見、ご指摘を反映しまして、また関係課所との調整を経まして、全体的な精査を行い、最終案として取りまとめたものでございます。

また、新たに53ページ以降に、資料編といたしまして、本基本計画（素案）の作成に当たりご尽力いただきました委員の皆様の名簿、また、消費生活条例を抜粋したものを追加いたしました。

本日は、最終案全体のご確認をいただきまして、ご意見をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

私からは以上です。

○明石会長 ありがとうございます。簡単に言いますと、「資料2」を反映したものが

「資料3」ということだとは思いますが、ここで最終案全体について皆様からご意見をいただきます。「資料3」を章ごとに分けて、第1章から順にご意見をいただきたいと思います。ご意見の内容によって基本計画（素案）の修正をする場合には、ご意見を踏まえて事務局において修正案を作成していただきます。修正後の確認につきましては先ほど来申し上げておりますが、日程の都合上会長に一任願いたいと存じますが、これにご異議はございませんでしょうか。

【異議なし】

ありがとうございます。

それでははじめに第1章、1ページから3ページまでについてのご意見をいただきます。ご意見のある方は挙手していただき、ページ数をおっしゃってからご意見をお願いします。

第1章についてはなさそうですので、第1章は本案のとおりといたします。

次に第2章、4ページから29ページまでですが、についてのご意見をいただきます。ご意見のある方は挙手して、ページ数をおっしゃってからご意見をお願いします。はい、どうぞ。

○小川委員 同じことですが、6ページのこのグラフも一応分かるのですが、下には14歳以下があり、次に15歳～64歳というところがこのグラフでは一番多いところなのでしょうけれども、やはりこのグラフも分かりづらいことは確かだと思うのですが。14歳以下と75歳以上の色がこれではほぼ同じような色に見えるので、とても分かりづらい色ではあるなというふうにはちょっと感じております。でもまあ参考ですので、真ん中の一番多いところは、おそらく15歳～64歳ということは分かるので、これでもいいのかなと思った次第です。

○佐藤委員 今のところなのですが、表示の問題で、これは白黒で全部出されるのですか。そういうのはカラーで区別するとすごくよく分かると思うのですが。そういう表示の仕方をされないのですかね基本計画の中には、というのをちょっと思ったので。そうしていただけるとかなり分かりやすいと思います。以上です。

○消費生活総合センター所長 印刷上白黒になってしまいますので、なるべく白黒でも分かるような表示に修正したいと考えます。ありがとうございます。

○明石会長 はい、どうぞ。

○丹野委員 ありがとうございます。

17ページの「課題解決の方向性」ということで、(1)に「相談体制の充実」ということで、この文章を読みますと、「弁護士相談の活用云々」ですとか、「インターネットを活用した相談を研究するなど、相談体制の充実が必要です。」という書きぶりになっているのですね。やや消極的かなと思っていまして、もう少しインターネットを活用した相談体制を整備する等とか、そういう形のもう少し積極的な、要はネット相談やりま

すよってというような方向へ書いていただくとありがたいかなと思います。はい、ありがとうございます。

○明石会長 他は特にないですか。はい、どうぞ。

○石田委員 ちょっと私が言うのはと思うのですが、今ネット上で、A I の疑似画面とかそういうのがありますけれども。17ページの「(2) 高齢者等の消費者トラブル拡大」というところに、「デジタルリテラシーの欠如により、消費者トラブルが増加する懸念があります。」と書いてありますけど、別にリテラシーの問題とは言えない部分もA I にはあると思いますので、そのA I の疑似画面とかそういうことをちょっと載せて欲しいと思います。以上です。

○明石会長 他に特にないようですので、次に第3章、これは30ページから51ページなのですが、これについてのご意見をいただきます。ご意見がある方いらっしゃいますか。

特になさそうですので、次に第4章、52ページですね、これについてのご意見をいただきます。ご意見がある方いらっしゃいますか。

○小川委員 すみません。

○明石会長 はい。

○小川委員 52ページに「事業者団体等と緊密に連携を図り、計画の円滑な推進」というのがまずあるのですが、この頃のネットの証券会社とかそういう問題を見るにつけ、これはちょっと、消費者問題じゃないという感覚もあるのですが、N I S A というのを今すごく推進してしまっていて、今、私はやっていないのですが。N I S A では毎月分配型の投資信託は扱えないことになっているのですが、そうすると、でも今度、なにか、投資信託というのは銀行でも証券会社でも両方使えまして、銀行では株が買えないのですが、投資信託だけが買えて。かつて投資信託で毎月分配型を使うと、運用の悪いものはどんどん原価というか、自分のもとの金額から毎月分配金を出してしまって、そうすると100万で預けたものが最終的におろしたら50万だったとかいうのでもめたのですが。結局、事業者団体等との緊密な連携とはこうあるのですが、一切この日本というのはそれが関係ないみたいで、おそらく銀行さんは色々な投資を増やしたいのしょうけれども。やはり、N I S A でこれから高齢化で、若者もよく分かってないけれども投資信託を買っているようだけれどもN I S A にして。ですから、この毎月分配型を認めると、おそらくまた問題が大きくなるのではないかと考えているのですが、今入っていないのはなぜかということを、やはり消費者が知らないといえますか、もう若者は知らないと思います。かつて毎月分配型で損した世代ではありませんから。ですから、事業者団体との緊密な関係ということ、ちょっとは関係あるのかなとは思

いますけれども、やはり消費者は、事業者より知らないもので、そういう教育というか、問題点について、先に紹介するべきではないかというのは、できるのでしょうかというところをちょっと感じます。

○明石会長 他に何かありますか。特にないですか。

○小川委員 はい。「計画の推進体制」なのですが、事業者は消費者に対してゴリ押しをしないようにという思いであるのですけれども。

○明石会長 はい、ちょっと今先取りされたりしたのですけれども、最後に資料編の53ページから裏表紙の57ページまでについてのご意見をいただきたいと思います。今ちょっと内容入りましたけれども、何かご意見あれば。

では、今日いただいた意見を踏まえて、修正案を出していただいて、それを私が確認して最終稿として出すということでよろしく願いいたします。

それでは議事を終了し、進行を事務局にお返しします。

○消費生活総合センター所長 では私の方から改めてお礼を申し上げさせていただきます。

今回の消費生活基本計画素案の作成にあたりまして、ご協力いただきまして誠にありがとうございます。今後は、本日いただきましたご意見を踏まえまして修正を行い、そして会長にご了承いただき、市長への答申に向けて作業を進めてまいります。答申が終わりましたら、改めて審議会におきましてご報告させていただきます。今後とも引き続きどうぞよろしくお願いします。

私からは以上です。

○田島所長補佐 はい、それでは最後に事務局より連絡がございます。

まず、議事録への署名の件ですが、事務局で作成しましたら、郵送でお送りし、内容を確認・訂正いただき、事務局までお送りいただいてから、それに基づき清書したものに署名をお願いしたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

また、次回の審議会の開催ですが、開催日等については、改めて連絡させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それから、本日お配りしました「消費者基本計画」は、消費者庁から送付されたものですので参考にしてください。また、「市報さいたま」は、本市で作成・配布されているもので、こちらはその一部を抜粋したのですが、啓発活動としてこういったものも行っておりますので、こちらも参考にいただきたいと思います。

それではこれを持ちまして、10期第4回消費生活審議会を閉会とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

散 会（午前10時55分）